

ITECにおける「人を対象とする経済実験・調査」に関する倫理審査委員会申合せ

2021年10月27日

(目的)

第1条 ITECで実施する人を対象とする経済実験および調査に関する研究計画等の審査をするため、ITECにおける「人を対象とする経済実験・調査」に関する倫理審査委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(委員会)

第2条 委員会は、以下の者で構成する。

- (1)ITEC センター長（以下「委員長」という）
- (2)ITEC マネジメントコミッティ（以下「MC」という）メンバー全員
- (3)委員長が特に任命する者（別紙名簿参照）

(任期)

第3条 前条の委員の任期は、原則として各年度の終了時までとする。ただし、再任を妨げない。

(議事)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で決する。
- 3 研究計画等につき、委員でその審査に申請した者は、当該研究計画等に係る議事に参加することはできない。

(審査の申請)

第5条 研究計画等の審査を申請する者（以下「申請者」という）は、別に定める申請書と審査書類を提出し、委員会に申請する。

(審査方法)

第6条 審査の方法は、書面審査を原則とする。審査の判定は、委員の過半数の承認をもって確定する。審査の判定は、次に掲げる表示により行う。

- (1)承認
- (2)条件付承認
- (3)不承認
- (4)非該当

(審査の基準)

第7条 審査の基準は、「同志社大学『人を対象とする研究』に関する倫理基準」に基づくほか、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1)同志社大学「『人を対象とする研究』倫理審査申請を必要としない研究に関する申合せ」
- (2)関連する法令、所轄庁の指針等
- (3)申請者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集する場合は、被験者の「個人情報の保護・管理」について明確にされていること。

(審査の結果)

第8条 委員長は、研究計画等の審議の結果を、別に定める審査結果通知書により、速やかに申請者に通知する。審議の結果は、文書でもって記録、保存する。

(報告)

第9条 申請者は、実験の実施後速やかに、別に定める報告書により、実験実施の状況について委員会に報告する。

(委員会の運営)

第10条 この申合せに定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項については、委員会の議を経て、別に定めることができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、ITEC 事務室が行う。

(改廃)

第12条 この申合せの改廃は、委員会の審議を経て、ITEC MC 会議が決定する。

附則

1. この申合せは、2021年10月27日から施行する。

ITECにおける「人を対象とする経済実験・調査」に関する倫理審査委員会
委員名簿（2022年度）

| 所属 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|---------|-----|--------|--------------------------|
| 商学部 | 教授 | 田口 聡志 | 倫理審査委員会委員長 ITEC センター長 |
| 商学部 | 教授 | 山本 達司 | ITEC MC |
| 商学部 | 教授 | 瓜生原 葉子 | ITEC MC |
| ビジネス研究科 | 准教授 | 奥平 寛子 | ITEC MC |
| 商学部 | 助教 | 澤田 雄介 | ITEC MC |
| 経済学部 | 教授 | 八木 匡 | |
| 経済学部 | 教授 | 和田 美憲 | |
| 法学部 | 教授 | 瀬領 真悟 | |